



鳥取県公報

令和8年3月27日（金）
号外第20号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の確保に向けた多様で柔軟な働き方を推進するための関係条例の整備に関する条例 （3）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例 （4）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

公布された条例のあらまし

◇職員の確保に向けた多様で柔軟な働き方を推進するための関係条例の整備に関する条例

1 条例の制定理由

人材の確保が喫緊の課題となっている職等において鳥取方式短時間勤務による採用を拡大するとともに、高齢者部分休業をすることができる職員の対象年齢を50歳以上に拡充する措置を講じることにより、多様で柔軟な働き方の推進により職員の確保を図るため、関係する条例について一括して所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部改正

ア 鳥取方式短時間勤務をする職員を採用することができる職に獣医師、社会福祉主事、薬剤師、土木施工管理技士等をもって充てる職を加える。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正

ア 高齢者部分休業を承認することができる職員の範囲を、50歳（現行 55歳）に達した職員に改める。

イ 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から当該高齢者部分休業の承認の取消し又は勤務しない時間の短縮の申請があった場合であって、当該高齢者部分休業を取り消し、又は勤務しない時間を短縮したとしても、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮することができるものとする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) (2)に準じ、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、高齢者部分休業について定めた規定中高齢者部分休業を承認することができる職員の範囲を、50歳（現行 55歳）に達した職員に改める。

(4) 施行期日は、公布の日とする(2)ウに関する事項を除き、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例

1 条例の制定理由

犯罪被害者等基本法及び鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対し、県及び県内市町村が拠出した基金を活用して支援金を交付するための措置を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減を図り、もって犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 条例の概要

(1) 支援金の交付

ア 県は、犯罪被害者等に対し、予算の範囲内で次に掲げる支援金を交付するものとする。

- (ア) 死亡・重傷病緊急支援金
- (イ) 転居・防犯対策緊急支援金
- (ウ) 生活維持緊急支援金
- (エ) 再提訴等支援金
- (オ) 遺児等支援金

イ 支援金は、次の表の左欄に掲げる支援金の種類に応じ、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に定める額以下の額を交付するものとする。

種類	対象者	交付の上限額
死亡・重傷病緊急支援金	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族	1の犯罪被害につき100万円
	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により重傷病を負った犯罪被害者	1の犯罪被害につき50万円

転居・防犯対策緊急支援金	殺人、強盗、不同意性交、ストーカー行為その他の知事が別に定める犯罪に係る犯罪被害者又は当該犯罪の行われた時に同居していた親族その他の知事が別に定める関係者であって、犯罪被害に起因して転居又は防犯対策の強化が必要となったと認められるもの	1の犯罪被害につき、20万円と転居又は防犯対策の強化に要する額のいずれか低い額
生活維持緊急支援金	犯罪被害に起因して生計の維持が一時的に困難となったと認められる犯罪被害者等	1の犯罪被害につき、30万円と犯罪被害の額に相当する額のいずれか低い額
再提訴等支援金	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を行った者又はその関係者に対する損害賠償請求権の債務名義につき、その時効を更新するため再度の訴訟を提起する者その他の犯罪行為から相当の期間が経過した後に訴訟を提起することについて特に支援を要するものとして知事が別に定める者	1の訴訟につき、33万円と裁判所に納付した手数料等の費用に相当する額のいずれか低い額
遺児等支援金	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡し、又は重度の障がいを負った犯罪被害者の子、兄弟姉妹その他の知事が別に定める関係者である児童	児童1人1年につき、当該児童の年齢等に応じ知事が別に定める額

ウ イに定めるもののほか、支援金の交付の対象者、額、交付の申請その他の手続その他交付に関し必要な事項は、参加市町村と協議の上、知事が別に定めるものとする。

(2) 基金の積立て

ア 基金として積み立てる額は、県及び参加市町村が拠出する額並びに県民等から収受した寄付金等の合計額とする。

イ 参加市町村が拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。

(3) この条例で定める制度に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、その旨を知事に申し出なければならないものとする。

(4) その他制度の運用について必要な事項を定める。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする(1)ウ、(2)イ及び(3)並びにイの一部に関する事項を除き、令和8年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県基金条例について、所要の規定の整備を行う。

条 例

職員の確保に向けた多様で柔軟な働き方を推進するための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

職員の確保に向けた多様で柔軟な働き方を推進するための関係条例の整備に関する条例

(特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部改正)

第1条 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例(令和7年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(鳥取方式短時間勤務をする職員の採用)</p> <p>第2条 知事は、次に掲げる者をもって充てる職であって当該職への職員の採用をすることについて緊急の必要があると認めるものに充てるため、鳥取方式短時間勤務(育児、介護その他の常時勤務に服することが困難な事情を有する者の多様で柔軟な働き方をいう。)をする職員を採用することができる。</p> <p>(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の保育士の登録を受けた者又は鳥取県の区域に係る同法第18条の28第1項の地域限定保育士の登録を受けた者</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の獣医師の免許を受けた者</u></p> <p>(6) <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(7) <u>薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条の薬剤師の免許を受けた者</u></p> <p>(8) <u>建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第5項の技術検定の合格証明書の交付を受けた者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(鳥取方式短時間勤務職員の給料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 鳥取方式短時間勤務職員の給料月額は、次に掲げる基準給料月額表のその者が属する職務の級及び号給に応じた同表の給料月額欄に掲げる額(以</p>	<p>(鳥取方式短時間勤務をする職員の採用)</p> <p>第2条 知事は、次に掲げる者をもって充てる職であって当該職への職員の採用をすることについて緊急の必要があると認めるものに充てるため、鳥取方式短時間勤務(育児、介護その他の常時勤務に服することが困難な事情を有する者の多様で柔軟な働き方をいう。)をする職員を採用することができる。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の保育士の登録を受けた者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(鳥取方式短時間勤務職員の給料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 鳥取方式短時間勤務職員の給料月額は、次に掲げる基準給料月額表のその者が属する職務の級及び号給に応じた同表の給料月額欄に掲げる額(以</p>

<p>下「基準月額」という。)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>研究職基準給料月額表(別表第2)</u></p> <p>(3) <u>医療技術職基準給料月額表(別表第3)</u></p> <p>(4) <u>看護職基準給料月額表(別表第4)</u></p> <p>(5) <u>その他前各号に掲げる基準給料月額表の適用を受ける職員との均衡を考慮して人事委員会規則で定める基準給料月額表</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>下「基準月額」という。)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>医療技術職基準給料月額表(別表第2)</u></p> <p>(3) <u>看護職基準給料月額表(別表第3)</u></p> <p>3・4 略</p>
--	---

第2条 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職基準給料月額表(第7条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	162,900	201,300	229,800	257,700	276,600
2	163,800	202,400	230,700	258,900	278,100
3	164,800	203,500	231,500	260,100	279,600
4	165,700	204,700	232,300	261,300	281,100
5	166,600	205,900	233,100	262,400	282,500
6	168,000	207,000	234,000	263,300	283,900
7	169,400	208,200	234,700	264,200	285,300
8	170,700	209,400	235,600	265,200	286,600
9	171,900	210,500	236,400	266,200	288,000
10	173,300	211,500	237,200	267,500	289,400
11	174,700	212,600	238,100	268,800	290,800
12	176,000	213,700	238,900	270,200	292,100
13	177,300	214,700	239,700	271,300	293,400
14	178,700	215,700	240,800	272,700	294,700
15	180,100	216,700	241,900	274,000	296,000
16	181,500	217,700	242,900	275,300	297,300
17	182,500	218,600	243,900	276,500	298,400
18	183,800	219,500	245,000	277,900	299,900
19	185,200	220,400	246,000	279,200	301,200
20	186,400	221,300	247,000	280,600	302,500
21	187,600	222,100	247,800	281,700	303,400
22	189,000	222,900	248,800	283,100	304,700
23	190,300	223,700	249,800	284,600	305,900
24	191,600	224,600	250,900	285,900	307,200
25	193,000	225,400	251,900	286,900	308,600
26	194,400	226,200	252,800	288,500	310,100
27	195,500	226,800	253,600	289,900	311,400
28	196,500	227,600	254,400	291,200	312,800

29	197,600	228,200	255,400	292,500	314,000
30	198,500	228,900	256,400	293,800	315,100
31	199,500	229,600	257,300	295,100	316,100
32	200,400	230,200	258,300	296,400	317,200
33	201,300	230,700	259,200	297,900	318,200
34	202,000	231,400	260,300	299,400	318,900
35	202,800	232,100	261,300	300,900	319,700
36	203,600	232,600	262,400	302,400	320,600
37	204,500	233,100	263,400	303,600	321,200
38	205,200	233,800	264,500	304,800	322,000
39	205,900	234,400	265,600	305,900	322,700
40	206,600	235,000	266,700	307,100	323,400
41	207,300	235,600	267,700	308,300	324,100
42	207,900	236,100	268,700	309,000	324,700
43	208,400	236,700	269,800	309,800	325,400
44	208,900	237,300	270,700	310,600	326,000
45	209,400	237,900	271,500	311,300	326,600
46	209,900	238,400	272,600	312,200	327,100
47	210,400	239,000	273,700	313,000	327,700
48	210,900	239,500	274,700	313,800	328,300
49	211,400	240,100	275,700	314,600	328,700
50	211,900	240,600	276,700	315,200	329,200
51	212,400	241,100	277,700	315,700	329,700
52	212,800	241,700	278,700	316,200	330,300
53	213,100	242,100	279,800	316,600	330,600
54	213,400	242,600	280,600	317,100	331,100
55	213,700	243,100	281,600	317,600	331,600
56	213,900	243,700	282,500	318,200	332,000
57	214,200	244,200	283,100	318,400	332,400
58	214,400	244,700	283,800	319,000	332,900
59	214,700	245,200	284,400	319,600	333,400
60	214,900	245,800	285,100	320,100	333,800
61	215,200	246,300	285,700	320,300	334,100
62	215,400	246,800	286,000	320,700	334,500
63	215,700	247,200	286,500	321,200	335,000
64	215,900	247,600	287,000	321,700	335,500
65	216,200	248,000	287,700	322,000	335,700
66	216,400	248,500	288,300	322,500	336,000
67	216,700	249,000	288,900	323,100	336,300
68	216,900	249,500	289,400	323,600	336,600
69	217,200	249,800	289,800	323,900	336,900
70	217,400	250,200	290,300	324,300	337,100
71	217,700	250,600	290,700	324,800	337,400
72	217,900	251,100	291,200	325,200	337,500
73	218,200	251,500	291,500	325,600	337,700

74	218,400	251,900	291,900	326,100	338,000
75	218,700	252,100	292,100	326,500	338,200
76	218,900	252,400	292,500	326,700	338,400
77	219,200	252,500	292,800	327,100	338,500
78	219,400	252,800	293,200	327,500	338,800
79	219,700	252,900	293,600	327,800	339,000
80	219,900	253,200	294,000	328,100	339,200
81	220,200	253,400	294,300	328,500	339,400
82	220,400	253,500	294,600	328,900	339,600
83	220,700	253,800	294,900	329,200	339,900
84	220,900	253,900	295,300	329,600	340,000
85	221,200	254,200	295,500	329,800	340,200
86	221,400	254,400	295,900		
87	221,700	254,600	296,200		
88	221,900	254,900	296,500		
89	222,200	255,100	296,700		
90	222,400	255,400	297,000		
91	222,700	255,600	297,400		
92	222,900	255,900	297,700		
93	223,200	256,000	297,900		
94		256,200	298,100		
95		256,400	298,400		
96		256,800	298,700		
97		256,900	298,900		
98		257,200	299,300		
99		257,400	299,600		
100		257,800	299,900		
101		257,900	300,400		
102		258,200	300,700		
103		258,400	301,000		
104		258,700	301,400		
105		258,800	301,800		
106		259,100	302,100		
107		259,300	302,400		
108		259,600	302,600		
109		259,800	302,900		
110		260,000	303,300		
111		260,300	303,500		
112		260,600	303,800		
113		260,800	304,100		
114		260,900			
115		261,200			
116		261,500			
117		261,700			
118		261,800			

119		262,100		
120		262,300		
121		262,600		
122		262,800		
123		263,000		
124		263,300		
125		263,500		

備考 この表は、給与条例別表第1の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第2 研究職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	163,200	205,300	281,900
2	164,100	208,900	283,600
3	165,100	211,200	285,200
4	166,000	213,400	286,800
5	166,900	215,600	288,300
6	168,800	217,000	290,000
7	170,500	218,300	291,500
8	172,300	219,500	293,100
9	174,000	220,800	294,500
10	175,700	222,400	295,900
11	177,300	224,000	297,100
12	179,000	225,600	298,400
13	180,700	227,200	299,800
14	182,200	229,100	300,600
15	183,800	230,900	301,400
16	185,300	232,700	302,200
17	186,700	234,500	303,100
18	188,200	236,400	304,100
19	189,700	238,300	305,100
20	191,200	240,300	306,100
21	192,700	242,200	307,100
22	194,200	244,000	308,000
23	195,600	245,700	308,800
24	197,000	247,400	309,700
25	198,500	249,000	310,600
26	200,200	250,600	311,400
27	201,800	252,200	312,200
28	203,400	253,800	313,000
29	205,000	255,400	313,700
30	205,900	256,600	314,400
31	206,800	257,900	315,100
32	207,700	259,100	315,700
33	208,900	260,300	316,300

34	209,900	261,600	316,900
35	211,100	262,800	317,600
36	212,300	264,000	318,200
37	213,400	265,200	318,800
38	214,700	265,900	320,100
39	215,900	266,700	321,400
40	217,300	267,300	323,400
41	218,400	267,900	325,000
42	219,500	268,300	325,800
43	220,700	268,700	326,500
44	221,800	269,100	327,100
45	223,100	269,400	327,600
46	224,200	269,800	328,700
47	225,200	270,200	329,700
48	226,200	270,600	331,000
49	227,200	270,900	331,600
50	228,100	271,500	332,100
51	229,000	272,200	332,800
52	229,900	272,900	333,400
53	230,700	273,500	334,000
54	231,700	274,100	334,500
55	232,500	274,700	335,000
56	233,300	275,600	335,500
57	234,100	276,300	336,100
58	234,700	277,200	336,700
59	235,100	278,100	337,200
60	235,600	279,000	337,700
61	236,100	279,900	338,300
62	236,600	281,100	338,900
63	237,100	282,100	339,300
64	237,600	283,200	339,800
65	238,100	284,400	340,300
66	238,500	286,000	340,700
67	239,000	287,100	341,200
68	239,400	287,500	341,700
69	239,900	287,700	342,100
70	240,500	288,100	342,500
71	241,000	288,400	342,900
72	241,500	288,700	343,400
73	242,000	289,000	343,900
74	242,500	289,200	344,300
75	243,000	289,500	344,700
76	243,500	289,900	345,200
77	244,000	290,300	345,800
78	244,600	290,700	346,000

79	245,200	291,100	346,400
80	245,600	291,500	346,900
81	246,100	292,000	347,500
82	246,600	292,400	347,800
83	247,200	292,700	348,200
84	247,700	293,100	348,700
85	248,100	293,500	349,300
86	248,600	293,800	349,500
87	249,200	294,200	349,700
88	249,700	294,500	349,900
89	250,100	294,900	350,300
90	250,600	295,300	350,500
91	251,200	295,600	350,600
92	251,700	295,900	350,800
93	252,200	296,400	351,000
94	252,700	296,700	
95	253,200	297,000	
96	253,700	297,400	
97	253,900	297,800	
98	254,400	298,100	
99	254,900	298,400	
100	255,300	298,800	
101	255,600	299,100	
102	255,900	299,300	
103	256,200	299,400	
104	256,500	299,600	
105	256,900	299,800	
106	257,200	299,900	
107	257,500	300,100	
108	257,800	300,300	
109	257,900	300,400	
110	258,300	300,600	
111	258,500	300,800	
112	258,700	300,900	
113	258,900	301,100	
114	259,200	301,300	
115	259,400	301,400	
116	259,700	301,600	
117	259,800	301,800	
118	260,100	301,900	
119	260,300	302,100	
120	260,500	302,300	
121	260,800	302,400	
122	260,900		
123	261,100		

124	261,200
125	261,300
126	261,400
127	261,600
128	261,700
129	261,800
130	261,900
131	262,100
132	262,200
133	262,300
134	262,400
135	262,600
136	262,700
137	262,800
138	262,900
139	263,100
140	263,200
141	263,300
142	263,400
143	263,600
144	263,700
145	263,800
146	263,900
147	264,100
148	264,200
149	264,300
150	264,400
151	264,600
152	264,700

備考 この表は、給与条例別表第4の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第3 医療技術職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	167,200	199,500	228,200	244,000	271,400
2	168,900	200,500	228,900	244,600	272,600
3	170,700	201,600	229,500	245,200	273,700
4	172,400	202,700	230,200	245,800	274,900
5	174,100	203,700	230,800	246,400	276,100
6	175,800	204,600	231,500	247,000	277,400
7	177,400	205,400	232,100	247,500	278,600
8	178,900	206,200	232,700	248,100	279,900
9	180,400	207,100	233,300	248,800	281,100
10	182,000	208,000	234,000	249,400	282,400
11	183,600	208,900	234,600	250,000	283,600

12	185,300	209,900	235,300	250,500	284,900
13	186,700	210,900	236,000	251,000	286,000
14	188,400	211,900	236,600	251,900	287,400
15	190,200	212,900	237,200	252,900	288,600
16	192,000	213,900	237,900	253,900	289,900
17	193,700	214,700	238,600	254,800	291,100
18	194,600	215,500	239,200	255,800	292,500
19	195,500	216,400	239,900	256,700	293,800
20	196,400	217,300	240,500	257,700	295,000
21	197,300	218,200	241,100	258,700	296,100
22	198,000	218,900	241,900	259,700	297,400
23	198,700	219,600	242,600	260,700	298,600
24	199,400	220,300	243,200	261,600	299,900
25	200,100	220,900	243,800	262,600	301,000
26	200,900	221,600	244,500	263,600	302,300
27	201,600	222,300	245,300	264,500	303,500
28	202,400	222,900	245,900	265,500	304,700
29	203,000	223,500	246,500	266,500	305,800
30	203,700	224,200	247,400	267,500	307,200
31	204,300	224,800	248,100	268,500	308,300
32	205,000	225,500	249,000	269,500	309,600
33	205,500	226,200	249,800	270,400	310,600
34	206,000	226,800	250,700	271,300	311,500
35	206,600	227,300	251,500	272,300	312,500
36	207,200	228,000	252,300	273,300	313,400
37	207,800	228,700	253,100	274,300	314,200
38	208,300	229,400	253,900	275,300	314,900
39	208,800	230,100	254,800	276,400	315,700
40	209,300	230,700	255,600	277,400	316,600
41	209,800	231,200	256,400	278,100	317,400
42	210,300	231,900	257,400	279,100	318,200
43	210,800	232,600	258,300	280,100	319,100
44	211,200	233,100	259,200	281,100	319,800
45	211,500	233,700	260,000	281,900	320,500
46	212,000	234,400	260,900	282,700	321,100
47	212,400	235,100	261,800	283,600	321,900
48	212,700	235,600	262,700	284,300	322,600
49	213,000	236,200	263,600	285,100	323,000
50	213,400	236,800	264,400	285,800	323,600
51	213,900	237,300	265,300	286,600	324,300
52	214,300	237,900	266,300	287,400	325,000
53	214,500	238,500	267,100	287,800	325,300
54	214,800	239,000	267,900	288,500	325,900
55	215,000	239,600	268,700	289,100	326,500
56	215,300	240,100	269,600	289,900	327,000

57	215,500	240,600	270,300	290,500	327,300
58	215,800	241,200	271,200	290,700	327,700
59	216,000	241,800	272,000	291,000	328,200
60	216,300	242,300	272,700	291,500	328,700
61	216,500	242,700	273,500	292,000	329,100
62	216,800	243,200	274,100	292,600	329,500
63	217,000	243,800	274,700	293,200	329,900
64	217,300	244,300	275,200	293,700	330,300
65	217,500	244,700	275,700	294,300	330,800
66	217,800	245,200	276,200	294,700	331,200
67	218,000	245,800	276,700	295,200	331,700
68	218,300	246,300	277,200	295,700	332,200
69	218,500	246,800	277,700	295,900	332,600
70	218,800	247,300	277,900	296,400	333,000
71	219,000	247,800	278,200	296,700	333,400
72	219,200	248,300	278,600	297,100	333,700
73	219,300	248,800	279,100	297,500	334,000
74	219,600	249,200	279,600	297,900	334,400
75	219,800	249,500	280,000	298,400	334,700
76	220,000	249,900	280,300	298,700	335,000
77	220,200	250,100	280,800	298,900	335,400
78	220,400	250,400	281,200	299,200	
79	220,700	250,500	281,600	299,400	
80	220,800	250,800	282,000	299,600	
81	221,000	251,000	282,400	300,000	
82	221,300	251,200	282,600	300,300	
83	221,500	251,400	282,800	300,500	
84	221,700	251,700	283,100	300,800	
85	221,800	251,900	283,400	301,100	
86		252,000	283,700	301,400	
87		252,200	284,000	301,600	
88		252,400	284,200	301,900	
89		252,700	284,500	302,200	
90		252,900	284,600	302,400	
91		253,000	285,000	302,600	
92		253,200	285,200	302,900	
93		253,500	285,400	303,100	
94		253,700	285,600	303,400	
95		253,900	285,900	303,800	
96		254,100	286,000	304,100	
97		254,400	286,200	304,500	
98		254,500	286,500	304,800	
99		254,700	286,700	305,200	
100		254,900	286,900	305,500	
101		255,200	287,000	305,900	

102		255,400	287,200	306,300
103		255,500	287,500	306,600
104		255,800	287,700	306,900
105		256,000	287,900	307,300
106			288,100	
107			288,500	
108			288,800	
109			289,000	
110			289,200	
111			289,500	
112			289,900	
113			290,000	
114			290,300	
115			290,600	
116			291,000	
117			291,100	
118			291,400	
119			291,700	
120			292,000	
121			292,200	

備考 この表は、給与条例別表第5イの適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 看護職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	184,400	211,900	244,500	255,600
2	186,000	213,600	244,900	256,000
3	187,500	215,400	245,300	256,400
4	188,900	217,300	245,700	256,900
5	190,300	219,100	246,000	257,300
6	191,900	219,900	246,500	257,700
7	193,400	220,600	246,900	258,200
8	194,800	221,300	247,200	258,500
9	196,200	222,000	247,500	258,900
10	197,800	222,900	248,000	259,300
11	199,400	223,800	248,400	259,800
12	201,000	224,600	248,800	260,300
13	202,500	225,200	249,100	260,600
14	204,100	225,800	249,500	261,100
15	205,800	226,400	249,900	261,700
16	207,400	227,100	250,300	262,200
17	209,100	228,000	250,700	262,700
18	210,800	228,700	251,000	263,400
19	212,500	229,500	251,400	264,100

20	214,200	230,200	251,800	264,800
21	215,800	231,100	252,200	265,500
22	216,800	231,900	252,500	266,300
23	217,700	232,600	252,900	267,000
24	218,600	233,500	253,300	267,700
25	219,500	234,100	253,700	268,300
26	220,200	234,900	254,200	269,000
27	220,900	235,600	254,800	269,700
28	221,600	236,400	255,400	270,500
29	222,300	237,200	255,900	271,100
30	222,800	237,800	256,500	272,000
31	223,400	238,400	257,100	272,900
32	224,000	239,000	257,800	273,700
33	224,700	239,500	258,400	274,700
34	225,200	240,000	259,000	275,500
35	225,700	240,400	259,600	276,400
36	226,100	240,700	260,200	277,300
37	226,600	241,000	260,800	278,200
38	227,200	241,500	261,400	279,100
39	227,700	242,000	262,100	280,100
40	228,300	242,300	262,800	281,000
41	228,900	242,600	263,300	281,600
42	229,400	243,000	264,000	282,600
43	230,000	243,400	264,800	283,500
44	230,500	243,800	265,600	284,300
45	231,200	244,200	266,300	285,100
46	231,700	244,500	267,100	285,800
47	232,300	245,000	267,900	286,600
48	232,800	245,300	268,700	287,500
49	233,200	245,700	269,400	288,500
50	233,600	246,000	270,200	289,500
51	234,000	246,500	271,000	290,500
52	234,300	246,900	271,800	291,500
53	234,600	247,200	272,500	292,300
54	235,000	247,500	273,200	293,300
55	235,300	248,000	274,100	294,200
56	235,600	248,300	274,800	295,300
57	236,000	248,700	275,600	296,100
58	236,300	249,300	276,300	296,900
59	236,600	249,900	277,100	297,800
60	236,800	250,400	277,900	298,800
61	237,100	251,000	278,600	299,700
62	237,500	251,800	279,600	300,700
63	237,800	252,500	280,600	301,700
64	238,100	253,100	281,600	302,500

65	238,300	253,700	282,100	303,300
66	238,600	254,400	283,100	304,200
67	239,000	255,100	284,000	305,100
68	239,200	255,800	284,700	306,000
69	239,600	256,400	285,600	306,700
70	240,000	257,100	286,200	307,600
71	240,300	257,900	287,100	308,500
72	240,600	258,500	288,000	309,300
73	240,900	259,300	289,000	309,900
74	241,300	259,900	290,000	310,600
75	241,700	260,700	290,900	311,300
76	242,100	261,400	291,800	311,800
77	242,500	262,100	292,700	312,300
78	243,000	262,800	293,600	312,700
79	243,500	263,700	294,400	313,200
80	243,800	264,400	295,400	313,600
81	244,200	264,800	296,100	314,100
82	244,500	265,500	296,900	314,500
83	245,000	266,300	297,700	314,900
84	245,400	266,900	298,500	315,300
85	245,700	267,600	299,300	315,700
86	246,000	268,300	299,900	316,000
87	246,500	269,200	300,600	316,500
88	246,900	270,000	301,300	316,900
89	247,200	270,700	301,800	317,200
90	247,600	271,600	302,300	317,600
91	248,000	272,400	302,800	317,800
92	248,500	273,200	303,300	318,100
93	248,900	273,900	303,600	318,600
94	249,200	274,500	303,900	319,000
95	249,600	275,100	304,300	319,400
96	250,100	275,600	304,700	319,800
97	250,600	276,000	305,100	320,300
98	251,000	276,200	305,400	320,700
99	251,400	276,600	305,800	321,100
100	251,900	277,100	306,200	321,500
101	252,200	277,500	306,400	322,000
102	252,600	277,900	306,800	322,400
103	252,900	278,400	307,100	322,800
104	253,300	278,800	307,300	323,200
105	253,600	279,100	307,700	323,700
106	253,900	279,600	308,100	324,100
107	254,300	280,000	308,500	324,500
108	254,500	280,400	308,900	324,900
109	254,700	280,700	309,300	325,400

110	254,900	281,000	309,800
111	255,100	281,200	310,200
112	255,400	281,500	310,500
113	255,600	281,700	310,800
114	255,800	282,100	311,200
115	256,000	282,300	311,600
116	256,200	282,600	312,000
117	256,400	282,700	312,300
118	256,600	283,000	312,700
119	256,900	283,200	313,200
120	257,100	283,400	313,600
121	257,400	283,600	313,800
122	257,600	283,800	314,200
123	257,900	284,100	314,700
124	258,100	284,300	315,100
125	258,300	284,500	315,300
126	258,400	284,700	
127	258,700	285,000	
128	259,000	285,100	
129	259,200	285,300	
130	259,400	285,500	
131	259,700	285,700	
132	260,000	285,900	
133	260,200	286,100	
134	260,400	286,500	
135	260,700	286,800	
136	260,900	287,100	
137	261,100	287,400	
138	261,300	287,700	
139	261,600	288,000	
140	261,800	288,400	
141	262,000	288,600	
142	262,300	289,000	
143	262,600	289,200	
144	262,800	289,500	
145	263,000	289,800	
146	263,200	290,100	
147	263,400	290,500	
148	263,700	290,800	
149	263,800	291,000	
150	264,000	291,400	
151	264,300	291,700	
152	264,500	292,000	
153	264,800	292,300	
154	265,000	292,600	

155	265,200	293,000	
156	265,400	293,300	
157	265,700	293,500	

備考 この表は、給与条例別表第5ウの適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

(職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第3条 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、<u>50</u>歳とする。</p> <p>(休業の承認の取消し等)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、修学部分休業の承認を取り消すものとする。</u></p> <p>(1) <u>修学部分休業をしている職員が当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。</u></p> <p>(2) <u>修学部分休業をしている職員が、正当な理由がなく当該修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。</u></p> <p>(3) <u>修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮することができる。</u></p> <p>(1) <u>高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。</u></p> <p>(2) <u>高齢者部分休業をしている職員から当該高齢者部分休業の承認の取消し又は勤務しない時間の短縮の申請があった場合であって、当該高齢者部分休業を取り消し、又は勤務しない時間を短縮したとしても、公務の運営に支障がないと認めるとき。</u></p>	<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、<u>55</u>歳とする。</p> <p>(休業の承認の取消し)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。</u></p> <p>(1) <u>修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。</u></p> <p>(2) <u>正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮するものとする。</u></p>

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（<u>50歳</u>に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（<u>55歳</u>に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（<u>50歳</u>に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（<u>55歳</u>に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(給与の減額等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（50歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業（55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）の基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対し、県及び県内市町村が拠出した基金を活用して支援金を交付するための措置を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減を図り、もって犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国における刑罰法令に規定する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）その他特にその被害者の支援を要するものとして知事が別に定める行為をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により被害を受けた者（法人その他の団体を除く。）で参加市町村（第6条第1項の規定による参加の申出をした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に住所を有するもの及びこれに準ずるものとして知事が別に定める者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者並びに犯罪被害者の親族その他の知事が別に定める関係者で参加市町村に住所を有するもの及びこれに準ずるものとして知事が別に定める者をいう。
- (4) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上に及び、又は及ぶと認められるものをいう。
- (5) 重度の障がい 負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上又は精神上の障がい知事が別に定める程度のものをいう。
- (6) 児童 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 満18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者
 - イ 満20歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者（アに該当する者を除く。）であって、高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程その他これらに相当するものとして知事が別に定めるものに在籍している者

(支援金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、犯罪被害者等に対して、次の各号に掲げる支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

- (1) 死亡・重傷病緊急支援金
 - (2) 転居・防犯対策緊急支援金
 - (3) 生活維持緊急支援金
 - (4) 再提訴等支援金
 - (5) 遺児等支援金
- 2 支援金は、別表の左欄に掲げる支援金の種類に応じ、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に定める額以下の額を交付する。
- 3 前項に定めるもののほか、支援金の交付の対象者、額、交付の申請その他の手続その他交付に関し必要な事項は、参加市町村と協議の上、知事が別に定める。
- 4 県は、犯罪行為を行った者又はその関係者から第1項第2号又は第4号に掲げる支援金に相当する損害（訴訟費用を含む。）の填補又は賠償が当該支援金の交付を受けた者（以下この項において「既交付者」という。）にされたときは、知事が別に定めるところにより、既交付者に対し、当該支援金の全部又は一部の返還

を命ずることができる。

(基金の積立て)

第4条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県犯罪被害者等支援基金（以下「基金」という。）として積み立てる額は、県及び参加市町村が拠出する額並びに県民等から収受した寄付金等の合計額とする。

2 参加市町村が拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。

(参加市町村への報告)

第5条 知事は、毎年度、基金の管理及び処分の状況を参加市町村に報告するものとする。

(参加の申出等)

第6条 この条例で定める制度（以下「犯罪被害者等支援制度」という。）に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、その旨を知事に申し出なければならない。

2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、第4条第2項の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額のうち、当該年度に拠出する額を基金に拠出しなければならない。

3 新たに第1項の申出を行う市町村が当該申出をした年度の翌年度以降に基金に拠出すべき額は、第4条第2項の規定にかかわらず、既に参加している参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。

4 犯罪被害者等支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

5 前項の届出をした市町村には、当該市町村が拠出した額の範囲内において参加市町村に協議して知事が定める額を基金から返還するものとする。

6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における犯罪被害者等支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項、第4条第2項及び第6条並びに附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項第1号から第3号までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為について適用する。

3 第3条第1項第4号の規定は、施行日以後にする別表の再提訴等支援金の項中欄に規定する訴訟の提起について適用する。

(基金への拠出の目途)

4 この条例の施行後5年を経過する日までに県及び参加市町村が基金に拠出する額の目途は、合わせて5,000万円とする。

(基金に拠出すべき額等の検討)

5 前項の規定にかかわらず、知事は、基金の残高が2,000万円を下回ることが見込まれる場合その他必要があると認める場合は、新たに基金に拠出すべき額その他必要な事項を参加市町村に協議するものとする。

(鳥取県基金条例の一部改正)

6 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立 て	運用益金の 整理又は処 理	処分事由
略				
34 鳥 取県 県立 高等 学校 教育 改革 促進 基金	産業イ ノベー ション人 材の育成 に資する 事業その 他の高等 学校教育 の改革を 先導する 拠点とな る県立高 等学校の 創出のた めの施策 に要する 費用に充 てること。	一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 定 め る 額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。
35 鳥 取県 犯罪被害 者等 支援 基金	鳥取県 犯罪被害 者等に対 する支援 金の交付 に関する 条例(令 和8年鳥 取県条例 第4号) 第3条第 1項各号 に規定す る支援金 の交付に 要する経 費に充て ること。	一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 定 め る 額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	(1) 当 該基金 の設置 目的を 達成す るため に必要な 経費の 財源に 充てる とき。 (2) 鳥 取県犯 罪被害 者等に 対する 支援金 の交付 に關す

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立 て	運用益金の 整理又は処 理	処分事由
略				
34 鳥 取県 県立 高等 学校 教育 改革 促進 基金	産業イ ノベー ション人 材の育成 に資する 事業その 他の高等 学校教育 の改革を 先導する 拠点とな る県立高 等学校の 創出のた めの施策 に要する 費用に充 てること。	一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 定 め る 額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。

